

第4次地域福祉計画における包括的な支援体制の整備について

1 包括的な支援体制の整備について

「包括的な支援体制の整備」は、社会福祉法第106条の3第1項に規定されているもので、支援を必要とする住民の複雑化・複合化した暮らしの課題を解決するため、市町村はこれに取り組むよう努める必要があるとされています。

具体的には、①住民の地域福祉活動への参加を促進するための環境整備、②住民に身近な圏域において、分野を超えて暮らしの課題について総合的に相談に応じ、関係機関と連絡調整等を行う体制、③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築として、3つの体制づくりに努めるものとなっています。

2 包括的な支援体制の整備における本市の方向性

本市では、様々な分野で住民主体の地域福祉活動が活発に行われています。また、地域と行政とのつなぎ役であるコミュニティソーシャルワーカー（CSW）は、民生委員や地域包括支援センター等の関係団体、関係機関と行政との連携のもと、住民の暮らしの課題解決に向けた取組を進めていますが、住民の暮らしの課題が複雑化・複合化している中、本市においても、こうした課題を包括的に受け止められる体制づくりが必要です。

このため、本市の強みである上記の取組をはじめ、住民、関係団体、関係機関と行政とのさらなる連携・協働の促進を図り、地域全体で支え合える力を強化していくことで、包括的な支援体制を構築する(本市の方向性)ものとして、本市における包括的な支援体制づくりを進めます。

3 体制整備に向けた取組

本市における包括的な支援体制の構築は、地域福祉に関わる様々な資源を有効に活用することで可能になるものと考えています。そのためには、住民が具体的な連携体制をイメージできるようにすることが重要と考えます。

このため、まずは相談支援機能を充実させることが重要と考えます。

今後、既存の各種連携会議の活用を含め、体制づくりの検討を進める会議体の設置、併せて、支援ネットワークのつながりが広く住民に伝わるよう、地域の身近な相談支援者や相談支援機関の役割及び住民同士の交流促進の場となる各種行事等の認知度を一層向上させるため、周知啓発等の取組を推進する必要があると考えます。

4 「相談支援機能の充実」について

包括的な支援体制の整備に当たっては、上記「③多機関の協働による市町村における包括的な相談支援体制の構築」を中心に取組を展開します。

本市は、地域での身近な相談窓口として、各分野の相談支援機関が設置されています。また、社会福祉協議会による地域福祉活動が活発に展開されています。

骨子案に示す具体的施策「包括的な相談支援体制の構築（重点取組）」のとおり、こうした地域資源の連携・協働により、適切な支援につなげられる体制づくりを進めます。

具体的には、「連携強化型」として既存の地域資源を活用し、地域・相談支援機関・行政がそれぞれの役割の中で、声を上げる事ができずにいる住民を掘り起こし、連携ネットワークにつないで適切な支援に結び付けられる体制づくりを進めます。なお、この体制づくりを進める中においては、行政主導ではなく、協働のもとに地域が主体的に動きながら、現状の取組を段階的に発展させることができるものと考え、地域力のさらなる向上が期待されます。

5 体制整備に関する検討

検討に当たっては、庁内外の様々な関係者の協力が必須であるため、まずは既存の連携ネットワーク会議や相談支援機関の把握、整理を行うとともに、体制整備に関する連携会議を設置する等、段階的に取組を発展させます。

6 計画に盛り込む内容（事務局たたき案）

参考資料のとおり。同内容については、庁内での検討を経てとりまとめた後、計画案に含めて本専門分科会に諮ります。